

情報通信審議会 情報通信技術分科会
携帯電話等周波数有効利用方策委員会（第35回） 議事要旨(案)

1 日時
平成21年9月18日（金）15:00～16:30

2 場所
三田共用会議所 第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

委員会構成員：

服部 武	上智大学
若尾 正義	（社）電波産業会
荒木 純道	東京工業大学大学院
石原 弘	ソフトバンクモバイル（株）
小畑 至弘	イー・モバイル（株）（代理：阿佐 正人）
加藤 伸子	筑波技術大学
門脇 直人	（独）情報通信研究機構
菊池 紳一	KDDI（株）（代理：菅田 明則）
杉山 博史	（財）移動無線センター（代理：鈴木 淳）
資宗 克行	情報通信ネットワーク産業協会（代理：八木 敏晴）
徳広 清志	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ
根本 香絵	国立情報学研究所
平澤 弘樹	（株）ウィルコム
本多 美雄	欧州ビジネス協会

事務局：

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課長 竹内、同課 推進官 瀬戸、同課
 課長補佐 中里、同課 移動体推進係長 白壁、同課 第二技術係長 遠藤、同課 第
 二技術係 小池

4 配布資料

配布資料	配布資料	提出元
資料81-35-1	携帯電話等周波数有効利用方策委員会(第34回)議事要旨(案)	事務局
資料81-35-2	意見募集の結果について	事務局
資料81-35-3	Rev.A マルチキャリア方式によるCDMA高速データ携帯無線通信システムの要求条件及び技術方式並びにモデルの提案について(案)	事務局
資料81-35-4	EVDOマルチキャリア共用検討状況についてのご報告 ～EVDO Rev.B機能の一部導入～	KDDI
参考1	携帯電話等周波数有効利用方策委員会 名簿	事務局
参考2	審議スケジュール(予定)	事務局

5 議事概要

(1) 前回議事要旨について

前回議事要旨(案)(資料81-35-1)は委員に事前に送付されていることから、読み上げは省略して配布のみとし、気づきの点があれば、9/30(水)までに事務局まで知らせることとなった。(その後、修正意見等は特になかった。)

(2) 意見募集の結果について

事務局から資料81-35-2に基づき、平成21年8月13日から同年9月3日まで意見募集を行ったところ、意見陳述希望の申し出がなかったことが報告された。

(3) CDMA 高速データ携帯無線通信システムの要求条件及び技術方式等について

事務局から、CDMA2000高速データマルチキャリア方式作業班での審議の経緯が説明された後、KDDIの菅田(菊池専門委員)代理から資料81-35-3に基づき、作業班で合意された要求条件及び技術方式等について説明がなされた。その後、次のとおり質疑応答があった。

荒木専門委員：モビリティ100km/hというのは、その場合、全ての要求条件を担保するということか。

菅田代理：そうではない。担保される要求条件は運用状態によって変動する。

服部主査：「1. システムの要求条件」と「2-2. 要求条件への整合性」で最大伝送速度が異なる。システムの要求条件は最小の値を見込んでいるのか。

菅田代理：1次変調における16QAMと64QAMの違いである。現時点での計画では16QAMのみ実装の予定だが、技術的には64QAMも可能なこと、今後64QAMを導入する場合となった場合、今回の共用検討の結果を用いることができるものであるため記載している。

阿佐(小畑専門委員)代理：マルチバンド送信で各バンドが最大の電力で送信する場合、電波防護指針に適合するのか。

事務局：電波防護指針への適合が要求条件になっているので、そちらが優先されることになる。

服部主査：最大伝送速度について、これはオーバーヘッドを考慮した値なのか。また、フレックスデュプレックスについて具体的に教えていただきたい。

菅田代理：最大伝送速度については物理層での速度であり、実際はオーバーヘッドなどがあるので、これよりは少し低い値になる。フレックスデュプレックスは、基本

送受信周波数間隔以外の割当てもできるということである。

服部主査：「2-1(11)マルチキャリアの設定周波数間隔」において、マルチキャリアのチャンネル配置が10MHz以内に収まることとなっているのはなぜか。

菅田代理：マルチキャリアの機能が実現できる端末の開発状況によるものであり、現在の段階では10MHz内なら実現できるということである。

以上の質疑応答の後、CDMA 高速データ携帯無線通信システムの要求条件及び技術方式等について合意された。

(4) その他

事務局から、作業班の下にアドホックグループを設置したこと及び干渉調査の一部作業を先行して行っていることが説明された後、KDDIの菅田代理から資料81-35-4に基づき、干渉調査の一部結果が報告された。その後、次のとおり質疑応答があった。

服部主査：ITU Category-Bと3GPP2仕様との違いは何か。

菅田代理：Category-Bの規定値は-26dBm/1MHz、3GPP2の規定値は-13dBm/1MHzであり、Category-Bのほうが13dBm低くなっている。

本多専門委員：スプリアス発射の特性をCategory-Bで行っているが、技術基準もCategory-BIに合わせるようになるのか。

菅田代理：ここで行っているのは干渉検討なので、技術基準を変えるというわけではない。

荒木専門委員：800MHz帯モンテカルロシミュレーション結果の表中、「 $C/(I+N)$ （干渉確率）」とあり空欄となっているが、これはどのような意味か。

菅田代理：今回は、到達雑音レベルと許容干渉レベルを用いた検討の結果のみから、共用可能と判断されることになったので、特に $C/(I+N)$ （干渉確率）による検討は行わなかったものである。

以上の質疑応答の後、事務局から、今後作業班で行われる業務についての説明があり、また、次回委員会の日時等については主査と相談の上、別途連絡する旨の説明がなされた。

以上